佐賀県造林事業補助金交付要綱

昭和５３年１２月２０日
佐賀県告示第８６７号
最終改正（令和７年７月４日 林業第８５８号）

（趣旨）

第１条　知事は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）第２条第３項に規定する民有林及び国有林に設定した分収林において、次に掲げる目的のために、重視すべき森林の機能に応じた造林事業を行った森林所有者その他の者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和５３年佐賀県規則第１３号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（１）　国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の高度発揮

（２）　農山村及び都市の共生・交流の促進並びに緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境の創出

（定義）

第１条の２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　役員等　次に掲げる者をいう。

ア　法人にあっては、役員、支配人、営業所長その他これらと同等以上の支配力を有する者

イ　法人格を有しない団体にあっては、代表者及びこれと同等以上の支配力を有する者

ウ　個人にあっては、その者及び営業所を代表する者

（３）　暴力団員　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（補助の対象となる造林事業等）

第２条　補助の対象となる造林事業の区分、事業主体、規模及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

２　前項に規定する造林事業のうち、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の造林及び知事が補助することが適当でないと認める造林に係るものについては、補助の対象としないものとする。

３　補助の対象となる造林事業について、国又は県から別に補助金その他の交付金が交付される場合は、この要綱による補助金は、交付しない。

４　補助金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする。

（１）　暴力団

（２）　役員等が次のいずれかに該当する者

ア　暴力団員

イ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

ウ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員を利用している者

エ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（３）　前号アからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

（補助金の交付申請）

第３条　規則第３条第１項に規定する補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定めるものまでとし、その提出部数は２部とする。

２　前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が特に認めた場合は、第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（１）　位置図及び施業図

（２）　国有林に設定した分収林における造林事業にあっては、当該国有林を管理する行政機関の発行する分収造林契約若しくは分収育林契約の締結に関する証明書又は当該契約書の写し

（３）　第２条第４項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

３　規則第４条第３項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、６０日とする。

４　事業主体は、第１項の補助金交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費

税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付申請の委任等）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請、請求及び受領について第三者に委任することができる。

２　前項の規定により補助金の交付申請の委任を受けた者が補助金交付申請をするときは、補助金交付申請書に前条第２項各号に掲げる書類のほか次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

（１）　委任状及び精算依頼書の写し

（２）　総括位置図（５万分の１の地形図等）

（補助金の交付条件）

第５条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（２）　当該事業の施行地について第一条各号に掲げる目的が達成されるよう必要な手入れを行うこと。

（３）　人工造林にあっては、枯損箇所の補播植を行うこと。

（４）　森林作業道以外の事業にあっては、森林保険に加入する等、適正な維持管理に努めること。

（５）　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後５年間保管すること。

（６）　補助事業の完了年度の翌年度から起算して５年以内（特定機能回復事業（森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策(特定スギ人工林)に限る。）にあっては、おおむね１０年以内）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用する行為（当該補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該補助事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は当該補助事業の施行地における立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

（７）　森林法第１１条第１項に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）及び森林経営管理法（平成３０年法律第３５号）第３５条第１項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」）に基づいて行う造林事業において、森林経営計画及び実施権配分計画の認定の取消しの通知を受けたときは、交付を受けた補助金相当額（森林環境保全整備事業実施要領（平成１４年３月２９日付け１３林整整第８８５号林野庁長官通知。以下「森林環境要領」という。）別表４の森林環境保全直接支援事業の（１）又は（２）に掲げる査定係数が適用され、当該事業が森林環境要領別表４の森林環境保全直接支援事業の（３）に掲げる査定係数が適用される場合にあっては森林環境要領別表４の森林環境保全直接支援事業の（３）に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

（８）　更新伐を行った場合、当該更新伐を行った林地につき、その翌年度から起算して原則として２年を経過するまでの間に更新が確実に図られていないため、知事が速やかな更新を図るため植栽を行うよう指示した場合に、当該指示に従わないときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合は、この限りではない。

（９）　「長期育成循環施業の実施について」（平成１３年３月３０日付け１２林整整第７１８号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定若しくは森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して５年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

（10）　事業主体は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第４条第３項本文の規定により減額して申請した補助事業者については、その金額が減額した金額を上回る部分の金額。）の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。

（書類の経由）

第６条　規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、造林地を直轄する農林事務所長を経由しなければならない。

（補足）

第７条　この要綱に定めるもののほか、造林事業補助金について必要な事項は、知事が別に

定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、この改正後の佐賀県造林事業補助金交付要綱の規定は、令和７年度（第２期申請）に係る補助金から適用する。

別表（第２条関係）

区		分	事　業　主　体	規　　模	補　助　率
１ 森林環境保全直接支援事業		(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等 (8) 保育間伐 (9)　間伐 (10) 更新伐 (11) 付帯施設等整備 　ｱ鳥獣害防止施設等整備 　ｲ林内作業場及び林内かん水施設整備 　ｳ林床保全整備 　ｴ荒廃竹林整備 (12) 森林作業道整備	市町、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第２項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者及び森林法第10条の10第２項に規定する要間伐森林（以下「要間伐森林」という。）に係る森林法第10条の11の２第１項第２号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の４第１項（森林法第10条の11の６第２項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する知事の裁定を受けた	(1)～(8)にあっては１施行地の面積が0.1ha 以上、(9)及び(10)にあっては１施行地の面積が 0.1ha 以上かつ次のア又はイのいずれかに該当するもの（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） ア　森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ha 当たり 10 ㎥以上であること。 イ　経営管理実施権配分計画に基づいて行う場合は、アの規定を準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「経営管理実施権配分計画」と読み替えるものとする。	10 分の４（(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うもの並びに(12)にあっては、10 分の５（(12)にあっては、当該施業実施箇所を管轄する市町が 8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限る。)）以内 ただし、(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあって、次代へつなぐ森林再生事業の補助金の交付をうけるものにあっては 10 分の４以内とする。 (3）にあっては、熱中症及び安全対策として、上記補助以外に別途知事が定める経費を補助するものとする。(事業主体が請負に付す場合は、設計積算に熱中症及び安全対策費を計上した場合又は契約書に熱中症及び安全対策費を含む旨を確認できる場合を対象とする。)

別表（第２条関係）

区		分	事　業　主　体	規　模	補　助　率
			者（以下「施業代行者」という。）		
２ 特 定 機 能 回 復 事 業	森林緊急造成	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐等 (7) 付帯施設等整備 ｱ鳥獣害防止施設等整備 ｲ林内作業場及び林内かん水施設整備 ｳ林床保全整備 ｴ荒廃竹林整備 (8) 森林作業道整備	(1) 市町（自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林、森林経営管理法第４条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で実施する場合に限る。） (2) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）	区分欄(1)～(6)にあっては、１施行地の面積が 0.1ha 以上	事業主体が市町及び森林整備法人等にあっては 10 分の５、市町及び森林整備法人等以外にあっては 10 分の４(区分欄(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあっては、10 分の５）以内(8)にあっては、10 分の５（(8)にあっては、当該施業実施箇所を管轄する市町が 8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限る。)）以内 ただし、(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあって、次代へつなぐ森林再生事業の補助金の交付をうけるものにあっては 10 分の４以内とする。
	被害森林整備	(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐等	(1)　市町（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第４条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林のいずれかで事業を実施する場合に限る） (2) 森林整備法人等、森林組合等、特	(1)～(9)にあっては、１施行地の面積が 0.1ha 以上	10 分の４（(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあっては、10 分の５）以内 (11) にあって

別表（第２条関係）

区		分	事　業　主　体	規　　模	補　助　率
		(8)保育間伐 (9)更新伐 (10)付帯施設等整備 ｱ鳥獣害防止施設等整備 ｲ林内作業場及び林内かん水施設整備 ｳ林床保全整備 ｴ荒廃竹林整備 (11)森林作業道整備 (12)森林保全再生整備 ｱ鳥獣害防止施設等整備 ｲ鳥獣の誘引捕獲	定非営利活動法人等、森林経営計画策定者、民間事業者（事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。） (3)森林所有者（地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）		は、10 分の５（(11)にあっては、当該施業実施箇所を管轄する市町が 8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限る。)）以内 ただし、(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあって、次代へつなぐ森林再生事業の補助金の交付をうけるものにあっては 10 分の４以内とする。
	重要インフラ施設周辺森林整備	(1)人工造林 (2)樹下植栽等 (3)下刈り (4)雪起こし (5)倒木起こし (6)枝打ち (7)除伐等 (8)保育間伐 (9)更新伐 (10)付帯施設等整備 ｱ鳥獣害防止施設等整備 ｲ林内作業場及び林内かん水施設整備 ｳ林床保全整備 ｴ荒廃竹林整備 (11)森林作業道整備	(1) 市町（自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結した場合に限る） (2) 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る）	(1)～(9)にあっては、１施行地の面積が 0.1ha 以上	事業主体が市町及び森林整備法人等にあっては 10 分の５、市町及び森林整備法人等以外にあっては 10 分の４（区分欄(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあっては、10 分の５）以内 (11)にあっては、10 分の５（(11)にあっては、当該施業実施箇所を管轄する市町が 8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限

別表（第２条関係）

区		分	事業主体	規模	補助率
					る。））以内 ただし、(1)及び(2)により広葉樹林の造成を行うものにあって、次代へつなぐ森林再生事業の補助金の交付をうけるものにあっては 10 分の４以内とする。
	林相転換特別対策(特定スギ人工林)	(1)一貫作業 (2)人工造林 (3)下刈り (4)更新伐 (5)森林作業道整備	(1)市町（自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第４条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。） (2)森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等、民間事業者（事業主体が自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。）	区分欄(1)～(4)にあっては、１施行地の面積が 0.1ha 以上、１伐区当たりの面積の上限はおおむね 2.5ha とし、伐区については連たんしないものとする。	10 分の４（(1)により広葉樹林の造成を行うものにあっては、10 分の５）以内 (3)にあっては、10 分の５（(3)にあっては、当該施業実施箇所を管轄する市町が 8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限る。））以内 ただし、(1)により広葉樹林の造成を行うものにあって、次代へつなぐ森林再生事業の補助金の交付をうけるものにあっては 10 分の４以内とする。
	保全松林緊急保護整備 保全松林健全化整備及び松林保護樹林帯造成	(1)人工造林 (2)樹下植栽等 (3)下刈り (4)雪起こし (5)倒木起こし	市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体及び森林経営計画策定者（森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林に	(1)～(9)にあっては、１施行地の面積が 0.1ha 以上	10 分の７

別表（第２条関係）

区		分	事　業　主　体	規　模	補　助　率
		⑹除伐等 ⑺保育間伐 ⑻衛生伐 ⑼更新伐 ⑽付帯施設等整備 　ｱ鳥獣害防止施設等整備 　ｲ荒廃竹林整備 ⑾森林作業道整備	おいて事業を実施する場合に限る。)、民間事業者		